

結城市健康づくり推進条例 についての議案を可決

第1回定例会

17日間

2月26日～3月14日

●議案第29号 結城市中小企業等振興基本条例に

ついて

議案
PICKUP

地域経済の活性化を図ります

中小企業等が本市の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本的な方向性や政策に対する姿勢、理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の持続的成長及び地域経済の活性化を図り、本市経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的として、当該条例を制定するもの。

●議案第39号 結城市健康づくり推進条例について

議案
PICKUP

健康のまち結城を目指します

健康は、人が生涯にわたり心豊かにいきいきと暮らし続けるための基本となるものであり、市民を取り巻く様々な地域団体、事業者及び保健医療関係者が個人の健康づくりを支援し、その取組を地域社会全体で支える必要がある。

そのため、市民の健康づくりの推進に関する基本理念を明らかにし、誰もが健康でいきいきと暮らし続けられるまちな実現を目指し、当該条例を制定するもの。

●決議第1号 鈴木良雄議員に対する

辞職勧告決議

結城市議会では、令和6年6月24日に弁護士法違反の罪で起訴された鈴木良雄議員に対し、令和6年第3回定例会最終日及び令和6年第4回定例会最終日の両日に「鈴木良雄議員に対する辞職勧告決議」を議員提案により提出し、全会一致で可決された。

議員としての責任を果たすためには、議会での議決結果を最大限尊重することであるが、鈴木良雄議員は、2度にわたる議会の辞職勧告決議を無視し、社会的にも政治責任を取ることなく結城市議会の品位を傷つけ、市民の信頼をいっそう失墜させるものである。

また、鈴木良雄議員は初公判において起訴内容を概ね認め、これらの事実が公職にふさわしい立場ではないことを示しており、議員としての資格を大きく欠いている。

よって、結城市議会は、鈴木良雄議員に対し、自らの意思と責任により、速やかに市議会議員の職を辞すること強く求め、再度勧告するものである。

人事案件

次の方の諮問について同意

人権擁護委員(諮問第1号・第2号)

山本 道夫氏

幸田 昌代氏

